

第 3 6 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 5 年 6 月 7 日

上富良野町農業委員会

第 36 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和 5 年 6 月 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 0 0 分

2 場 所 JA ふらの北エリア上富良野事務所 2 階 役員会議室

3 出席委員 1 3 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第 2 報告第 1 号 農用地利用集積計画の取下げについて

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の成立状況の確認について

日程第 4 諮問第 1 号 農用地利用集積計画の作成について

日程第 5 議案第 2 号 農用地の買入協議に係る要請について

日程第 6 議案第 3 号 農用地の買入協議に係る要請について

(農業委員会等に関する法律第 3 1 条 議事参与の制限)

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 9 議案第 6 号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	林下 里志	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後１時３０分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第３６回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、１３名であります。
定数に達しておりますので、これより第３６回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第１ 会議録署名委員の決定は、会議規則第１３条第２項により議長において、
１０番 北村 啓一 君 １１番 内田 透 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農用地利用集積計画の取下げについて」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項（農用地利用集積計画の作成）に基づき認定された所有権移転をする者、〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇、について、関係者等の合意のうえ、農用地利用集積計画の取下げの申出がありましたので報告をいたします。

この所8につきましては、令和5年5月11日の総会時において審議され、認定されたものであります。北海道農業公社の農地保有合理化事業にて取り進めることとなりましたが、先の農用地利用集積計画を変更せざるを得ない1筆があったため、一度取下げすることとなったものであり、補足説明いたします。

所8

所有権を移転する者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。所有権の移転を受ける者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑、公簿が山林で現況が畑。面積は2筆合計で1, 870㎡。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円、移転時期は令和5年5月12日まで、支払方法は口座振込で支払時期は令和5年5月31日まで、引き渡しの時期は対価の支払い日です。

議 長 報告第1号について、発言はありますか。

内田委員 1筆のみで利用集積を上げなかった理由は为什么呢。

事務局 当初のあっせん会から支払時期が5月31日までとなっていて、取り下げするこの所8も同じ支払期限となっています。今回の総会開催日からして5月31日までに支払うこととする利用集積計画は不適切ですので、一度取り下げて、支払期限も延長し、改めて3筆で利用集積計画を策定するものです。

内田委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求める。

令和5年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

本件は、この後の諮問第1号、議案第4号に係るものであります。

1 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑、公簿が宅地で現況が畑。面積は6筆合計で101, 246. 32㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年5月30日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和5年2月14日から令和14年11月30日まででした。

2 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計23筆。地目は公簿が田及び宅地で現況が田、公簿が畑及び原野及び山林で現況が畑。面積は23筆合計で176, 734. 54㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年5月19日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和4年9月7日から令和5年11月30日まででした。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年6月7日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所10

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿が畑及び山林で現況が畑。面積は3筆合計で40, 428㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年12月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所11

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計22筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、公簿が原野及び山林で現況が畑。面積は22筆合計で244, 634㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年12月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所12

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で3, 542㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年12月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所10番 について、提案に関する補足説明をお願いします。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。所10番 について、補足説明いたします。

令和4年11月11日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらのの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所10番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇付近になります。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの売買となりました。

北海道農業公社の農地保有合理化事業を活用することになりましたが、農地保有合

理化事業として取り扱いできない3筆が利用集積により、売買となります。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。

上田委員 もう一度、なぜ事業に載せられなかったか説明をお願いします。

事務局 北海道農業公社と現地を確認したところ、農地にジャンボが引っ掛かっていたためです。なお、上物も下の農地も〇〇さんに移るということであっせんは成立しましたが、公社の事業には載せることができないという経過です。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所11番、12番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤
職務代理 12番 佐藤です。所11番、12番について、補足説明いたします。

令和5年6月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所11番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇及び〇〇〇〇沿いになります。
〇〇〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

所12番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。

對馬委員 所 1 2 についてお聞きます。地番が、議案と図面とで違いますが、どういうことですか。

事務局 議案が誤りです。正しくは〇〇〇〇番〇〇です。

對馬委員 これ、指摘がなくて通ってしまったらまずかったんじゃないか。違う地番をあっせんしたことになる。

佐藤委員 あっせん会の資料は合ってます。総会資料が間違っていた、ということで、あっせん会としては問題ないかなと思います。

事務局 すみません。どちらにしても間違っていないことではないので、今後気を付けてまいります。

議 長 事務局については、こういったミスに充分注意してください。
ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 所 1 1 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 所 1 2 番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「議案第2号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第2号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。
令和5年6月7日 提出 上富良野町農業委員会会長 斉 藤 繁

要請内容は、離農により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社と買入調整を行うものです。公社が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。

所13
出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計17筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は17筆合計で85,674㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号について、提案に関する補足説明を願います。
9番、谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番、谷本です。議案第2号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの離農に伴い、11月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開催され、売買が成立したところでしたが、出し手、受け手の希望により、北海道農業公社の農地保有合理化事業により、進めていくということになりました。

所13番
出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
参加予定者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は〇〇道路沿いとなります。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、所13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、議長を交代いたします。

佐藤
職務代理
(議長)

日程第6 「議案第3号 農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。(〇〇番〇〇委員 退席)

議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

議案第3号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。

令和5年6月7日 提出 上富良野町農業委員会会長 斉藤 繁

要請内容は、規模縮小により、〇〇〇〇さんが売却することになった農地について、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社と買入調整を行うものです。公社が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。

所14

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は7筆合計で139,541㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業参加予定者は、〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。

佐藤
職務代理
(議長)

これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
10番、北村 啓一 委員。

北村委員

10番、北村です。議案第3号について、補足説明いたします。

〇〇〇〇さんの規模縮小に伴い、2月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が開催され、売買が成立したところでしたが、出し手、受け手の希望により、北海道農業公社の農地保有合理化事業により進めていくということになりました。

所14番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
参加予定者、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇
所在地は〇〇〇〇沿いとなります。

慎重審議のほどよろしく願いいたします。

佐藤
職務代理
(議長)

これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

佐藤
職務代理

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(議長) これより、議案第3号 所14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番〇〇委員 着席)

佐藤
職務代理
(議長)

ここで、議長を交代いたします。

議 長 日程第7 「議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。

令和5年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田および畑。面積は5筆合計で50,674㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

2番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計9筆。地目は公簿現況ともに田および畑。面積は9筆合計で104,608㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

3番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿が畑および宅地、現況が畑。面積は6筆合計で101,246㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 1番、2番、3番について、提案に関する補足説明を願います。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。 議案第4号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

1番

出し手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇〇〇沿いになります。

〇〇会社〇〇〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○○○沿いとなります。
○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの売買となりました。

3 番

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○○○沿いになります。
○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 議案第1号 1番、2番、3番について、これより質疑に入ります。

島田委員 ○○○○は、上富良野町で認定農業者は受けられているのでしょうか。

事務局 認定農業者は受けていません。農地所有適格法人としての要件はそろっていますので、農地の所有は可能です。

内田委員 2点質問です。自作地というのは上富良野町内にある面積ですか。
労働力が3人とありますが、上富良野町内に事業所があるということでしょうか。

事務局 自作地につきましては上富良野町内のものになります。
労働力についても、上富良野町内で従事する人数となります。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和5年6月7日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で19,100㎡です。一時転用で、転用の期間は許可の日から令和7年6月30日までとなります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第5号 について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。議案第5号 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん、
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇となります。
火山灰採取のため、令和7年6月30日までの2年間の一時転用であります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 1番について、これより質疑に入ります。

谷本委員 これって新しいところを取るんですか。ずっと並びで来ていたと思うんですが。

事務局 地図資料をご覧ください。これまで〇〇さんが火山灰採取をした箇所が時系列順に並んでいます。〇〇年度に火山灰採取した箇所の隣です。

前田委員 今までの火山灰採取の申請もこんな感じだったか。ヘリコプターを使うわけではないですね。

事務局 通路ですか。

前田委員 はい。

事務局 通路の面積も、一時転用の申請に必要な面積となります。

議 長 事務局との相談の結果、この案件は保留とします。
前田委員の指摘のとおり、通路部分が申請に記載されていないため、いったん差し戻して面積の再計算をし、申請し直していただくこととします。よろしいですか。

「異議なし」の声あり

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番 を採決いたします。本件は、保留とすることでご意義ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は保留とします。

議 長 日程第9 議案第6号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番○○○○委員の退席を求めます。(○番○○委員 退席)

議案第6号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和5年6月7日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1 番

土地の所有者は○○○○の○○○○さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町○○○○番○○ほか、計3筆。地目は公簿は畑で現況は農地・採草放牧地以外。面積は3筆合計で12,788㎡です。
○○○○番○○の内の7,290㎡は○○年に宅地へ転用した箇所です。○○○○番○○は30年ほど前に隣接する宅地の倉庫建設のために土を取った経緯があります。
○○○○番○○は他の地権者の土地を通行しないと入れないいわゆる袋路となっており、また、その地権者のうち1名は連絡先不明となっています。以上より、それぞれ農地以外であるため、地目の整理のために証明をお願いしたいとのことです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第6号1番 について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤職務代理 12番 佐藤です。 議案第6号1番 について、補足説明いたします。
5月19日に 内田委員、荒委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第6号1番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第6号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番〇〇委員 着席)

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

 第36回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局 全員ご起立ください。礼。

以上、諮問1件、議案6件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時00分

上記第36回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年6月7日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____